

各位

日頃より、円滑な検査の執行にご協力いただき、ありがとうございます。

今般の中東情勢の悪化に伴い、燃料・石油製品の供給に制限が発生しております。

つきましては、燃料油等石油製品の供給制限により船舶検査の受検が困難となった際の取り扱いを定め
ましたので、ご連絡させていただきます。

該当する場合は、最寄りの支部へご相談いただきますよう、お願いいたします。

令和8年5月11日 日本小型船舶検査機構



1. 適用期限

本取り扱いの運用終了を通知するまで

2. 船舶検査等に係る実施事項

(1) 船舶検査証書等の有効期間の延長

燃料・石油製品の供給制限により、船舶検査を受検することが困難であって、適用期限までの間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において指定する日まで有効期間を延長することができるようになりました。

(2) 定期的検査時の取り扱い

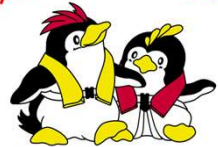
燃料・石油製品の供給制限により、定められた時期に船舶検査を受検することが困難な場合、外観検査等により機器又は船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査合格として終了し、終了日の翌日から起算して6月を超えない範囲内の指定する日に臨時検査を指定することができるようになりました。

3. 本取り扱いの適用にあたり必要となる書類

上記2.に定める取り扱いを行うにあたっては、船舶検査を受検することが困難である理由を使用される製品名及び販売店等を含め、困難に至った経緯を具体的に記載した申立書(様式1)を上記2.の申請に併せて提出する必要があります。

申立書(様式1)は[こちらから](#)入手してください。

救命胴衣を着用しましょう！



JCI 日本小型船舶検査機構